

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

(支給対象者、支給要件、支給額、支給期間等)

1 支給対象者となる方

下記の1から6のいずれかに該当し、かつ、枠外の2から5の要件にいずれも該当する方

1. 申請する月の前月までに、総合支援資金の再貸付が終了している
2. 申請月が、総合支援資金の再貸付の最終借入月である
3. 過去に総合支援資金の再貸付が不承認になった
4. 自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった
5. 申請する月の前月までに、緊急小口資金及び総合支援資金の特例初回貸付が終了している
6. 緊急小口資金及び総合支援資金の特例初回貸付をいずれも利用し、申請月が、緊急小口資金の特例初回貸付の借入月か、総合支援資金の特例初回貸付の最終借入月である

2 収入、資産要件

申請世帯の申請月の収入と金融資産の合計がいずれも次の額以下であること
 <収入要件>

世帯員数	①(収入)基準額	②住宅扶助基準額	(①+②)の額
単身世帯	84,000円	39,000円	123,000円
2人世帯	130,000円	47,000円	177,000円
3人世帯	172,000円	51,000円	223,000円
4人世帯	214,000円	51,000円	265,000円
5人世帯	255,000円	51,000円	306,000円

※ 6人世帯以上の額はお問合せください。

給与収入の場合は、社会保険料等が引かれる前の総支給額(交通費は除く)

個人事業主の場合は、経費を引いた事業収入

複数月分の金額が一括で支給される場合は、月額で算定

(雇用保険の失業給付、児童扶養手当等の各種手当、公的年金等)

借入金や退職金等は、収入算定しない

〈資産要件〉

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円
2人	78万円
3人以上	100万円

金融資産は、現金及び預貯金

(債権、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含まない) 負債との相殺はしない

3 生計維持者要件

申請月において、主として世帯の生計維持者であること

4 求職活動等要件(いずれかに該当)

(1) 公共職業安定所等に求職の申込みをし、常用就職による就職を目指し、以下の求職活動を行うこと

ア 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

イ 月1回以上、公共職業安定所又は、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける

ウ 原則月1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

(2) 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること

5 その他の要件

(1) 生活保護費又は職業訓練受講給付金を現に受給していないこと

(2) 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと

6 支給額

世帯人数	支給額
1人	6万円
2人	8万円
3人以上	10万円

7 支給方法

受取口座への振込

振込口座の名義は、「スイタシジリツシエンキン」です。

8 支給期間

3か月

9 申請方法

下記窓口へ提出してください。郵送で提出する場合は、後日改めて窓口にお越しいただくことがあります。

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市 生活福祉室 自立支援金担当
電話番号 06-6389-3501 (平日9時~17時30分)
メールアドレス sei-konkyu@city.suita.osaka.jp
場所 吹田市役所 低層棟1階 114番窓口

10 申請期限

令和4年12月31日(郵送の場合は、当日消印有効)

11 支給期間中の報告

支給期間中は、常用就職に向けた、以下の求職活動を誠実かつ熱心に行っていただきます。(生活保護を申請中の方を除く)

- ア 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- イ 月1回以上、公共職業安定所又は、地方公共団体が設置する公的な無料職業紹介窓口で職業相談等を受ける
- ウ 原則月1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

毎月1回、求職活動状況の報告を行っていただきます。詳細は支給決定者に、別途お知らせします。

求職活動や報告を怠った場合は、支給を中止することがあります。

12 その他

- (1) 申請書類や添付書類に不備や疑義がある場合は、問合せのうえ補正を求めることがあります。
- (2) 審査の都合上、支給までに時間を要することがあります。
- (3) 支給決定した方の個人情報、社会福祉協議会や福祉事務所、自立支援機関と共有します。状況によっては、各機関から連絡することがあります。
- (4) 虚偽の申請が判明した場合は、以後の支給を中止し、既に支給した自立支援金の全額又は一部の返還を求めます。